



平成 23 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	さ い か 屋
代 表 者 名	取 締 役 社 長 兼	
	社 長 執 行 役 員	岡 本 洋 三
	(コード番号 8254 東証第2部)	
問 合 せ 先	取 締 役 常 務 執 行 役 員	
	経 営 企 画 部 長	藤 根 剛
	(TEL 044-211-0375)	

債務超過解消による猶予期間の解除に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月期において債務超過となり、東京証券取引所の有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 5 号に該当し、債務超過に係る猶予期間入り銘柄となっておりますが、本日、有価証券報告書を関東財務局に提出した結果、平成 23 年 2 月期において下記のとおり債務超過を解消したことにより、猶予期間入り銘柄から解除されましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書(自 平成 22 年 3 月 1 日 至 平成 23 年 2 月 28 日)

2. 債務超過解消に至った経緯

平成 22 年 2 月 1 日に全お取引金融機関の承認による事業再生 ADR 手続における「事業再生計画」にもとづき、平成 22 年 3 月 19 日付で、川崎店等の売却・引渡しを実行し売却益 4,212 百万円が実現し、同年 3 月 26 日および 3 月 31 日付でお取引 7 金融機関から 2,640 百万円の債務免除およびお取引 1 金融機関から 741 百万円の債務の株式化の実行を受けたほか、新たな営業諸施策の展開や店舗のローコストオペレーションの徹底などにより収益性を改善し、平成 23 年 2 月期において債務超過を解消いたしました。

3. 今後の見通し

当期の業績予想につきましては、現時点では未定としておりますが、平成 24 年 2 月期第 1 四半期決算発表日までにお知らせすることとしております。

以上